

# 台湾における「実験教育」の制度化とオルタナティブスクールの変容

王 美玲

## 1 はじめに

教育の機会均等という理念の下で、義務教育段階の教育は国の責任によって行なうことは、教育の公平性と正義原則を守るために最も有効なやり方である。しかし反面、公教育にはさまざまな規制も課せられ、効率性に欠けるとも批判されている（呉清山 1999: 158）。とくに学校教育制度が中央集権的に発展していくと、教育体制の硬直化と画一化などの憂慮すべき事態が顕在化して、オルタナティブスクールへの需要が高まった（頼志峰 2008: 12-13）。

台湾のオルタナティブスクールは 1990 年代に設立されはじめ、当初は正規の学校ではなかったが、90 年代後半に、台湾の行政機関が「非学校形態実験教育（以下「実験教育」）」として、地方限定で認定されるようになった。その後 2014 年に、通称「実験教育三法」と呼ばれる、オルタナティブスクールに特化された法律によって全国的に制度化され、現在では、オルタナティブスクールは所在地の行政機関に実験教育の申請をすれば、合法的なものとなった。

台湾におけるオルタナティブな教育は、教育の民主化から自由化への社会改革とともに発展し、公教育を保持しながら、学校教育の多様化と学校選択の自由を効果的に進行させていることから、最も理想的な教育の民営化モデルともいわれている（篠原清昭 2010: 72）。オルタナティブな教育の実践は、日本のフリースクールが不登校の居場所として発展してきたのとは異なり、学校教育とは異なる実験性を持つ教育という側面が強調されており、教育改革の一環として位置づけられる（王美玲 2017: 18）。

特化された法律の制定とともに、台湾の行政機関は、学校外の教育機関のさらなる要望に応じて一般の学校が実験教育に運営転換できる「学校形態の実験教育」、および行政と民間が連携して学校を運営する「公設民営学校」も同時に制定した。

しかし、オルタナティブスクールの制度化は、行政機関がその運営を支援するはずであるにもかかわらず、行政が期待される役割を果たしていないのではないかという批判ができてきている。その理由は、オルタナティブスクールの運営体制を法律に合わせるために、規模や人数や授業内容は以前と変わらないにもかかわらず、余分の人力と経費が必要になり、結果的に重荷になってきたからである（魏坤賓 2016）。オルタナティブスクールが合法的な位置づけを求めれば求めるほど、法律の規定に合わせて学校化していくことになった（王美玲 2017: 26）。

オルタナティブスクールが運営上の問題を解決するために、国に訴えた結果が特化した法律である。この合法化を求める発展のプロセスにおいて、さまざまな民間団体と有志者

が参加して、ひとつの社会運動が形成されていった。そして今日、自らが求めてできた法律が、オルタナティブスクールの運営上の重荷になっている。それはなぜなのか。

筆者は、「台湾のオルタナティブスクールにおける〈実験教育〉：その展開と課題」（王美玲 2017）で、法律の制定過程に焦点をおいて実験教育の展開と課題について述べてきた。本論の目的は、これら一連の実験教育の制度化によって、オルタナティブスクールにどのような変化がもたらされているか、オルタナティブスクールの今日的課題を明らかにすることである。

## 2 オルタナティブスクールと実験教育の展開過程

### (1) 私立学校設立の背景

政治的な理由から、台湾は 1948 年から 1987 年まで戒厳令が布かれていた。この期間中は、表現の自由と集会・結社の自由などの基本的人権が制限されていた。

1968 年から 9 年間の義務教育が実施されたが、1944 年に公布された「強迫入学条例」は、教育を受ける権利を守ると同時に、強迫の名が示すように義務教育は強制的なものであった。したがって公教育が中心で、民間による学校設置は許されていなかった。

1950 年代に、公立学校の数が不足したことから、私立学校が大量に設置されたが、運営が不安定なため、70 年代に入り私立学校の設置は一旦禁止された。1974 年に「私立学校法」を公布して設置を再開する予定であったが、当時の国民政府の行政命令によって、この法律は適用除外となった（朱敬一・葉家興 1994: 139-140）。

1991 年に、「私立学校を新設する要点」の公布によって私立学校の新設が再開される予定であったが、「現在の私立小中学校の運営が安定し、授業が正常に行なえるようになってから、新設の申請を受け付ける」とされ、実質上は禁止されていた。当時、私立学校設置に対する制限が厳しく、民間から学校設置の基準を下げるようにと訴えがなされた（李天健 1998: 86）。

1994 年 4 月 10 日に、教育の中央集権的な状況に対して、私立学校に対する制限を規制緩和しようと民間団体が訴え、「410 教育改革デモ」が行われた。彼らは学校教育の硬直化と学歴至上主義を批判し、「少人数クラスの実現」、「高校と大学の増設」、「教育内容の現代化」、「教育基本法の成立」の 4 つの主張を掲げた。当時、教育の基本方針は憲法による規定だけでは不十分であると指摘され、教育基本法の制定が求められるようになった。

台湾政府も教育改革の必要性を認め、教育制度の抜本的見直しに着手した。翌 1995 年に行政院（日本の「内閣」にあたる）の附属機関として「行政院教育改革審議委員会」が組織され、1996 年にゆとり教育を主な理念とする教育改革報告書が出された<sup>1)</sup>。報告書には中央政府の教育に関する過度な規制を緩和することで、学生<sup>2)</sup>の教育を受ける権利と、保護者の子の教育をする権利を守ることが期待されていた（陳添丁 2016: 46）。しかし、同審議委員会は教育改革のための機関としての機能は十分に発揮できなかった。その理由として、戒厳令が解除されて以降は、さまざまな改革は行政機関より民間団体が先頭に立つべきと

ということが強調されていたことが考えられる（周祝瑛 2003: 115）。

410 教育改革デモを実行した民間団体と有志者は多くいたが、とくに小中学校の教師による「振鐸学会（1984 年設立）」と、民間人による「人本教育基金会（1989 年設立）」の両団体は、のちに教育改革やオルタナティブスクールの設立にも力を注いでいく。

## ② オルタナティブスクールの設立

以上のように、公教育が重視され、私立学校の設置基準が厳しかったことから、1994 年の私立学校の教育に占める割合をみると、小学校は 0.87%、中学校は 1.26%、高校は 53.23% であった（教育部統計処）。義務教育段階では公教育の学校がほとんどで、私立学校の代りに、1990 年以降、オルタナティブスクールが次々と設立されていった。表 1 はこれらのオルタナティブスクールの概要である。

1985 年に A. S. Neill が著した『夏山学校 (summer hill school)』の訳本が台湾で出版され、「開放教育 (open education)」が注目を集め、その理念にひかれて学校づくりに取りかかるものがでてきた。そのひとつが、台湾最初のオルタナティブスクール「森林小学校」である。この学校は 1990 年に人本教育基金会が創設し、台北県（現「新北市」）教育局（日本の「教育委員会」にあたる）に「森林小学校を創設する期前研究計画」を提出してスタートした。しかし、地方行政機関の許可を得たものの、中央省庁である教育部は、この学校は違法であるとしたため、創設して間もなく警察が頻繁に出入りするようになり、解散の通知が出され、校舎撤廃日までが指定された（李天健 1998: 79）。

森林小学校が教育部に反対された理由は、学校ではないのに学校名義で学生を募集したからである。1994 年、当時の校長である朱台翔は、私立学校法第 43 条に違反したとして地方裁判所に起訴された。結果的には無罪判決が出たものの、学校教育体制に属さないオルタナティブスクールの合法性の問題が注目され、行政の私学を制限する態度も批判された（呉寧馨 1998: 80; 人本教育札記編集部 2001: 18）。

一般の小中学校は 1 クラスの人数が多く規模も大きいのに対して、森林小学校は少人数クラスで、教育内容が課程綱要（「教育指導要領」にあたる）に従っていなかった。そのうえ、森林小学校は学校設置に関する規制に従っていないので、国の権威に対して挑戦したとみなされた（朱敬一・葉家興 1994: 107）。当時の教育部の部長は、森林小学校などのオルタナティブスクールを合法化することを提案したが、私立学校の設置基準を下げることはできなかった（呉寧馨 1998: 80）。このことから、当時のオルタナティブスクールの主な要求は、学校設置基準の規制緩和であった。

森林小学校の学校史をみると、「私たちが学校外で教育を実践する理由は、学校教育体制の規制緩和を待っているからだ。（中略）わが校の設立は、法律の改正を促進するためでもあった（人本教育基金会 1993: 5）」と記されているように、学校とは別の教育体制を作るというよりも、学校改革を求めていたといえる。しかし、行政の立場からは、やはり学校教育体制の枠組みの中でオルタナティブな教育理念を実践してほしいと、森林小学校の創

設者に無条件で公立小学校を実験の場として提供する、という意見もあった（史英 1993: 27）。

表 1 1990 年代以降成立したオルタナティブスクール

	森林小学校	種籽小学校	雅歌小学校	大津融合 小中学校	全人高校	北政自主 学習実験 クラス
創設	1990 年	1994 年	1995 年	1998-2003 年	1995 年	1998-2006 年
代表	史 英 朱台翔	李雅卿	孫徳珍	任懷鳴 紐文英	程延平	李雅卿
行政 機関	台北県教育 局	台北県政府教 育局	1995 年：新竹県 政府 2000 年：新竹市 政府 2002 年：新竹県 教育局	高雄県政府		台北市教育 局
計画 の 名称	「森林小学 校を創設す る期前研究 計画」	「統合式教学 実験計画」 (計 3 回)	「概念中心実験 計画」	龍興小学 校・大津分校 を「大津融合 小中学校実 験クラス」へ と改名	初期は計画 を申請して おらず、2001 年に「青少年 教育実験高 等学校の創 設及び実験 計画」	「北政中学 校自主学習 実験計画」
計画 の 期間	1 年	1 期目：3 年 2 期目：6 年 3 期目：7 年	6 年			6 年
運営 団体	財団法人人 本教育基金 会	財団法人毛 虫児童哲學 文教基金会、 のちに財団 法人児童教 育実験文教 基金会	財団法人雅 歌文教基金 会	財団法人融 合教育文教 基金会		財団法人児 童教育実験 文教基金会
法的 根拠		「教育部の 小中学校教 育実験の指 定方法」			「実験高等 中学校の申 請と設立に 関する方法 (2000 年)」	「1997 学 年度小中 学校学生 のホーム エデュケ ーション に関する 実施要 点」
学籍	公立学校	公立学校	公立学校	公立学校	×	公立学校
補助 金	×	○	○ 初期のみ	×	×	○ 人件費のみ
校地 校舎	分校（賃 貸）	1994 年：幼 稚園の跡 地 1995 年：分 校	1995 年：分 校 1997 年：自 己所有 2000 年：寄 付の土地 2002 年：廢 校危機の ある学校	初期：農舍 後期：分校	保護者と 教師の寄 付で購入 し、自己 所有	1998 年： 公立中 学校の一 教室 2001 年： 私立景 文高校の 一部

出典：王俊斌（2008 年）の論文、種籽小学校のホームページ、『森林小学緑皮書（1993 年）』と『成長戦争（2003 年）』に基づいて作成した。

次いで1994年に、「種籽小学校」が10家庭を集めてスタートした。設立のきっかけは創設者の李雅卿女史の息子の不登校であった。種籽小学校は、1998年に卒業生が中学校に進学するに際して、「北政自主学习実験クラス」を立ち上げた。このクラスは、公立学校の教室と教職員を借りて、1クラスで教育を行なっていたため、1つの学校で公立学校と実験クラスの2つの制度が存在することは、教育の機会均等の混乱だと一般学生やその親に批判された。それで台北市政府からの支援が中止され、学生が通える校地・校舎がなくなり、一時中止になりかけていた。その後、保護者の呼びかけにより、私立景文高校の教室を借りて継続していたが、2006年に北政自主学习実験クラスは最後の卒業生を送り出して終了した。

創設者・李雅卿は「私がやっている学校は、学校教育体制に属する学校をチャータースクールへと運営転換したものである」と述べており（李雅卿 2000: 4）、種籽小学校と北政自主学习実験クラスは、森林小学校と同じように学校教育を変えようとするものであったが、公設民営を試みた実践でもあった。

「雅歌小学校」は、1995年に公立小学校を借りてスタートしたが、3年目に支援してくれる行政機関がなく、所在地の教育局に警告をうけ（李天健 1998: 86）、その後、連携の行政機関が変わるたびに、学校も移転させられた。

「大津融合小中学校」は、1998年に融合教育（integrated education）を実践するために創設したものであるが、教職員の離職率の高さと運営の経済的な困難から、2003年に閉校した。この学校は、龍興小学校の分校を利用していたので、学校統廃合であると住民に反対され、開校当初は農舎を校舎の代わりに使用していた。

「全人高校」は小中学校ではなく高校で、1995年の設立当初は、計画もなければ基金会も設立していなかった。2000年に公布された「実験高等中学校の申請と設立に関する方法」を法的根拠として、2001年に実験高等中学校（以下「実験高校」）としての計画を提出した。実験高校は、学校教育体制に属しながらの教育実験と位置づけられる<sup>3)</sup>。

### (3) オルタナティブスクールの共通点と課題

表1に示した学校にみられる共通点は、オルタナティブスクールは学校教育の枠組みに入るための実践である。学校の運営主体は財団法人基金会に限定されていたために、義務教育段階での運営主体はすべて基金会であった。また、依拠すべき法的根拠がなかったために、地方自治体が必要に応じて一時的な実施法を策定していた。補助金が提供されていた学校もあったが、計画の期間が終わると、または批判の声があがると支援が途切れてしまう。子どもは実験教育の申請によって学籍と卒業証書を受けとることができるが、費用は自己負担である。学費が高額であるために、貴族学校であると批判されていた（王慧豊・陸正威 2001: 25）。

行政機関は学校の実際の運営には関わっておらず、学校設立の計画を提出していたのは、「教育部が中等学校及び小学校を指定して教育を実験する方法（1950年）<sup>4)</sup>」によるもの

で、学生の学籍と卒業証書のためであった。校地・校舎は公立学校の分校を利用していたのがほとんどで、行政と地域住民の支援と理解が得られなくなると、契約は持続できず、頻繁に引っ越しせざるをえない。公立学校の分校を校地・校舎にしたのは、学生の学籍を置くためでもあったので、引っ越しとともに新たな学籍をおく場所を探さなければならなかった。

高校は義務教育ではないので、自ら学籍を置くことができる学校を探さなければ、卒業後すぐに大学受験ができないという問題がある。「自主学習の学力検定試験」はあったが、この試験の受験者には高校卒業後 2 年という条件があったため、学齢通りに受験できず、進学が一旦中断させられることになる。

以上、オルタナティブスクールを運営する課題として、「法的根拠がない」、「地方政府からの補助金の不足」、「学費が高い」、「校地・校舎が安定しない」、「学籍の置ける公立学校が固定しない」、「大学受験できない」などがある。

一方、人本教育基金会は、これらの学校は新しい教育内容と教育理念を目指している「理念学校」であると主張して、理念学校法の制定を喚起した（史英 1998: 72-73）。理念学校は、学校教育体制におけるもう一つの選択肢として、オルタナティブな教育理念を実験することで、学校に多元的な可能性をもたらすと評価されていた（林志成 2011: 113）。表 1 に示した学校は、のちに設立された「苗圃モンテッソーリ学園（1999 年設立）」と「慈心シュタイナー学校（1999 年設立）」とともに「理念学校連盟」を結成し、オルタナティブスクールの合法化を求めていく。

#### **(4) 実験教育の制定をめざして**

ところで、オルタナティブスクールの発展とともに、ホームエデュケーションも盛んに行なわれていた。1982 年に修正された強迫入学条例第 13 条によると、知的・身体的な障害をもつものは、特殊教育を受け、ホームエデュケーションを申請できると規定された<sup>5)</sup>。このようにホームエデュケーションを特殊教育として扱うことは、2002 年に同規定が廃止されるまで続いた。ホームエデュケーションを申請する動機はさまざま、「宗教信仰」、「学校と教育制度に対する不満」、「子どもの教養としつけのため」などがある（頼玲玲・蔡至欣 2009: 411）。

1997 年に、ある保護者が台北市政府と市議会にホームエデュケーションの必要性を訴え、台北市教育局が学生数に応じて予算と実施要点を作成し（呉清山 2003: 21）、5 名の小学校 1 年生のホームエデュケーションが許可された（張碧如 2006: 30）。

学校以外の場における教育には、ホームエデュケーション、およびオルタナティブスクールなど、学校教育とは異なるさまざまな教育があり、これを一つの教育概念にまとめようとして、のちに「非学校形態の実験教育」として統一された（張碧如 2006: 31; 呉清山 2015: 43; 陳添丁 2016: 48）。オルタナティブな教育は、親と有志者たちがホームエデュケーションの延長としてオルタナティブスクールを設立したので、多くの場合はホームエデ

ュケーションと同一視されていた。

学校以外の場における民間の教育の需要に応え、1999年に国民教育法が修正され、非学校形態の実験教育が明記された<sup>6)</sup>。さらに同年に公布された教育基本法には「政府と民間は必要に応じて教育実験を行なう（第13条）」という条項がある。以上の改正により、各自治体が非学校形態の実験教育に関する実施方法を制定し、親や運営団体が計画を立て、学生の学籍のある教育局に実験教育を申請することで、ホームエデュケーションもオルタナティブスクールも合法化された。

実験教育の制定に対して、人本教育基金会は「非学校形態または実験学校という言葉は非常に興味深い。つまり教育としては認めるが、しかし、学校教育と名乗らないでくださいという意味が含まれている」ので納得できないとして、理念学校法の制定を再度提議した（人本教育基金会編集部 2001: 16）。人本教育基金会により提案された理念学校法は、私立学校法を基にして、計43条ある。同法によると理念学校とは「①具体的な教育理念を持って実践する、②人数が300人以下、③教員1人当たりの学生数が10、④学生の年齢が5歳から18歳まで、⑤非営利である」とされている（史英 1998: 73; 人本教育基金会 2001）。

オルタナティブスクールは法的根拠を持たず、卒業証書を発行できず、国による支援がないので固定した校舎もなく、経済的な問題があると、人本教育基金会は、法令を改正し、法的位置づけを与え、今後の発展を支援する必要があると主張し、理念学校法の制定を目指して公聴会を開いていたが、立法化までは至らなかった（人本教育基金会 2001: 1-2）。

## (5) 地方政府による実験教育の実施

オルタナティブな教育の関係者たちは、学校以外の場で教育を行ない、あるいはホームエデュケーションを実施し、オルタナティブスクールの草分け的な存在でありながら、教育行政機関に承認されないままであった（呉清山 2003: 18）。その理由は、国家が担うべき義務教育を親にすべて任せるにしても、地方政府の立法による保障が必要なので、安易に認可できない。親が個別に教育権と学校選択の権利を行使することによって生じるトラブルと、社会全体の利益を損なうことを避けたかったからであろう（許素梅 2003: 31）。

オルタナティブスクールには「実験」という性質を与えられ、「実験学校」と称されていたため、学校教育とは異なるやり方と教育理念で教育を行っていた。他方、学校教育でも実験の性質をもつものがあり、オルタナティブスクールの実践は学校教育に問題があることを認識させてくれた（曾國俊・張維倩 2011: 49）。

2000年以降、地方政府は次々と実験教育の実施に関する方法を制定したが、オルタナティブスクールのために制定した地方は少なかった（陳世聰 2016: 74）。2002年の台北県の申請状況をみると、民間団体による申請はなく、親による申請がほとんどで、実験教育のほとんどはホームエデュケーションであった（陳江松 2003: 37-38）。その申請理由は、「学校教育への不満」、「子どもに適切な教育を受けさせたい」、「宗教信仰のため」などである（許素梅 2003: 29）。

他方、オルタナティブスクールを積極的に進める地方もあり、2002年に宜蘭県政府は、公立学校の民間委託に関する自治法を公布した。この自治法により、ホームエデュケーションを実施していた「慈心シュタイナー学校」と「人文小学校（2002年設立）」は、委託による学校運営へと転換された。地方が民間に学校運営を委託したものはチャータースクールと呼ばれ、公私連携の学校であり、オルタナティブスクールの課題を解決するための、ひとつの方法といえる。

しかし、実験教育を実施していない地方政府もあり、実験教育は地方首長の決断によって左右されていた（楊文貴・游琇雯 2011: 107）。また、地方政府ごとに実施方法も異なるため、オルタナティブスクールに関する保障と制限もさまざま、保護者と子どもを混乱させていた（林志成 2011: 113）。

種籽小学校の創設者である李雅卿は、「自主学习促進会（2001年～現在）」を結成し、団体による実験教育を申請し「自主培力学園（2008年～2010年）」を設置した。自主培力学園は中高生を対象に行なっていたが、校地・校舎が台北市政府の規準を満たすことができず、計画を終了した（楊文貴・游琇雯 2011: 98）。このように実験教育の実践に対する規制は厳しかったが、2010年に国民教育法が再度修正され、翌年に教育部による「国民教育段階の非学校形態実験教育の実施準則（以下「2011年法」）」が公布された<sup>7)</sup>。しかし、2011年法は法律ではないことから、さらに正式な立法による地域差の縮小が求められた。

## (6) 実験教育三法の成立

2014年に「学校形態の実験教育に関する実施準則（以下「学校形態法」）」と「高等学校以下の教育段階の非学校形態実験教育の実施に関する条例（以下「2014年法」）」が、翌年に「公立小中学校の公設民営に関する条例（以下「公設民営法」）」が、立法院（台湾最高の立法機関）において相次いで成立した。この3つの法律が、通称「実験教育三法」である。

実験教育三法により学校形態による実験教育が新設されたことで、実験教育には学校形態のものと非学校形態のもの2つがあることから、実験教育の定義が曖昧になり、実験教育とは、単に「学校教育と異なる教育」として捉えられるようになった（王美玲 2017: 20）。

このような実験教育の定義の拡大により、保護者の態度にも変化が見られた。以前は、親が独特な教育理念を持っていたが、今では、親はオルタナティブな教育に対する理解がなくなってきた。また、以前は子どもが学校教育に適応できないという理由で学校へ行けなくなったが、今は適応に何の問題もない子どもが、単に親の受験勉強に対する不満から、多角的な教育をもとめてきている（陳雅慧 2017: 13）。

今回の改訂とともに、学校形態を拡大することを主な目的として、学校形態法の関連法案も次々と発表された<sup>8)</sup>。また、同法には、実験教育機構が学校形態になる条件も規定されており、オルタナティブスクールが学校になるための条件は整ったといえる。

しかし、学校形態へと運営を転換したオルタナティブスクールがひとつもなかったこと

をみると、校舎に対する制限が依然と厳しいことが分る。法律の規定する1人当たり使える面積に従うと、募集できる学生数が減ってしまうのである(魏坤賓 2016)。このように、オルタナティブスクールが実験教育を申請して学校化が進んでいても、その条件は依然として厳しいものがある。

### 3 実験教育制定後のオルタナティブスクールの変化

以上見てきたように、オルタナティブスクールは合法的な位置づけを要求して活動してきた。実験教育が制定される以前に求めていたのは、私立学校の設置条件の規制緩和であった。その要求に対して行政機関は、私立学校法の規制緩和の代わりに実験教育を制定した。実験教育の制定後も、オルタナティブスクールの課題に応じて、何回かの法改正がなされた。

台湾の中央法規標準法によると、法律には「法、律、条例、通則」の4段階がある。2014年法は条例であることは、総統府が公布した正式な法律であることを意味している。これにより、すべての実験教育を申請したオルタナティブスクールは合法化された。しかし、理念学校法の提案と比べてみると、2014年法にある実験教育は、オルタナティブスクールの求めていた法律ではないことが分る。他方、学校形態法による私立の実験教育学校は、理念学校法の目指していた少人数の学校と一致する<sup>9)</sup>。

2014年法によると、学籍は個人なら元の在籍校に、団体と機構なら指定された公立学校に置くことができると規定されている(第15条)。オルタナティブスクールのままで卒業証書を出すことは依然としてできず、学費の補助は高校だけにしかない(第19条)。公設民営学校の場合、公立学校と同額の補助金がある。義務教育段階では、学生個人に対する経済的な支援はないが、運営団体の実験教育に関連する授業課程の開発、教育研修および広報のための活動に必要な経費は出る<sup>10)</sup>。公立学校の施設を借りることができるが、無料とは限らない(第7条第4項)。行政機関が予算を作り、実験教育の機構を支援するが、直轄市・県市政府の財政状況に応じて補助金を提供すると規定されている(第22条)。

ところで、実験教育の制定により、前述したオルタナティブスクールはどのようになったか。「森林小学校」と「苗圃モンテッソーリ学園」は実験教育機構の申請によって合法化された。指定された公立学校に学籍を置き、校地・校舎も安定している。しかし、卒業証書は発行できず、補助金もなく、学費は高額のままである。

「種籽小学校」、「雅歌小学校」と「慈心シュタイナー学校」は実験教育を申請していたが、2002年以降、地方の自治法によるチャータースクールとなった。チャータースクールは地方限定のものであったため、慈心シュタイナー学校は地方政府では公立、教育部では私立と認定されるという問題がある。公設民営法によって、これらの学校はすべて教育部認可の公立の公設民営学校となっている。しかし、雅歌小学校は公立小学校と合併したので、学校名が改名された。また、小学校の元校長の留任により創設者がやむを得ず学校の運営から離れるなどの問題がある。

「全人高校」は、2009年に私立学校へと運営転換し、実験教育を申請しなくても合法であった。2019年から義務教育が高校まで延長されるので、今後、学費の補助はある。2014年に実験高校に関する法律が廃止され、2014年法では実験教育を高校まで延長したので、全人高校は現在、私立の実験教育学校となっている。また、2014年に実験教育の学生のための「自学進修高級中等教育学力を鑑定する試験」ができたことで、学齢通りでの大学受験が可能となっている。

公設民営学校または私立学校となることによって、学籍と卒業証書、そして行政からの補助金または学費補助があり、オルタナティブスクールのすべての課題は解決される。しかし、雅歌小学校の合併による学校の改名と責任者の変更をみると、行政機関の介入によってオルタナティブスクールの自主性が喪失するという問題がある。また、実験教育を申請することで、オルタナティブスクールは違法ではなくなり、学校化しているものの、地方政府からの補助金はなく、学費も高いままで、課題が完全に解決されたとはいえない。

#### 4 実験教育の現在

現在、実験教育を申請していないオルタナティブスクールまたはホームエデュケーションはなく、すべて合法化されている。学校教育体制における、ひとつの定着した教育形態として捉えることができる。実験教育をさらに拡大していくために、各地に教育部や地方政府の委託による実験教育の専属機関も設置された。2015年に国立政治大学教育学部が「実験教育創新センター」を、2016年に国立台中教育大学が「台中市実験教育開発センター」を、2018年に宜蘭県教育署が「実験教育創新育成センター」を設置した。これらが中心となって、実験教育に関する研究や広報、さらに教職員の育成などが行なわれている。

実験教育を受けている学生の学校教育全体に占める割合をみると、2017年では小学校が0.71%、中学校が0.38%、高校が0.16%である。教育段階を問わず全体として2015年より1.2倍増加している（教育部統計署 2018年3月28日）。表2は2015年から2017年までの実験教育の校数と学生数を示した。

すべての形態を含めて、実験教育は133校ある。そのうちシュタイナー学校が23校で、モンテッソーリ学校が6校である。このことから、欧米の自由な教育と実験教育との関連性が高いことが分る。公立の学校形態の増加が目立つが、その背景には学校統廃合を避けるため、または学生募集のために実験教育を申請して補助金をもらおうとする小規模の学校がある。したがって授業内容をみると、ほとんどは実験教育を申請しなくてもできる教育実践である（黄政傑 2018: 14）。

私立の学校形態は0校から3校へ、公設民営学校は3校から9校へととなっている。非学校形態でも学生数が増えており、2017年時点で55団体と16機構がある。団体のほうは人数制限が3人から30人までなので、少人数でも実施しやすい。

表2には示していないが、2017年に学校形態法の施行細則が改正され、校舎に対する制限がさらに緩和された。そこで「磊川シュタイナー学校（2002年設立）」は機構から私立の

実験教育学校へと転換できた。この学校は、台湾では初めてのオルタナティブスクールからなる学校形態の実験学校である。

非学校形態の増減をさらに詳しく見るため、図1に2014年と2017年の申請主体別と教育段階別にみる非学校形態の学生数を示した。2014年に比べて2017年には、個人申請、団体申請、機構申請のいずれにおいても人数が増えている。個人申請の実験教育が一番多いことから、現在でもホームエデュケーションのために実験教育を申請する親が多いことが分る。教育段階では多い順に小学校、中学校、高校となっており、小学校だけ実験教育を実施する傾向がみられる。

表2 実験教育の校数と学生数

	学校形態の実験教育			公設民営		非学校形態の実験教育			総学生数 (人)
	校数		学生数 (人)	校数	学生数 (人)	団体	機構	学生数 (人)	
	公立	私立							
2015年	8	0	277	3	1,357			3,697	5,331
2016年	34	1	2,764	5	1,620			4,985	9,369
2017年	50	3	5,139	9	1,887	55	16	5,518	12,544

出典：教育部・国民及學前教育署ホームページ（団体と機構の数は、陳雅慧 2017: 18-19 より）

図1 申請主体別と教育段階別にみる非学校形態の実験教育を受ける学生数



出典：教育部統計署 <http://stats.moe.gov.tw/>より（2019年1月13日引用）

## 5 おわりに

以上、オルタナティブスクールと実験教育の発展プロセスと現状をみてきた。台湾のオルタナティブスクールは、保護者の学校教育に対する不満からスタートしたが、教育理念に基づいた新しい教育体制を作るというよりも、学校化を求めて発展してきたといえる。

台湾では学校教育に欠陥があると指摘され、学校に学校外の教育経験を導入することが進められるようになってきている。オルタナティブスクールの発展初期には、違法で教育を行なうことに対して教育行政機関は悩まされてきたが、今では教育改革の模範となっている（施又瑀 2017: 175）。したがって、行政機関は初期には迷惑と思いつつも、その後、実

験教育の制定に尽力してきた。しかし、2017年の教育に占める私立学校の割合をみると、小学校が1.33%、中学校が1.78%、高校が41.68%で（教育部統計処）、義務教育段階での私立学校は依然として低い。

実験教育の制定過程においては、民間団体を組織した社会運動の動きも見られた。4.10教育改革デモの中心に立ったオルタナティブスクールの創設者たちは、教育改革の推進者としての役割が期待され、実験教育という形でその改革を実現している。オルタナティブスクールも連携して合法化を求め、社会全体の民主化の運動を背景に発展してきた。これら一連の運動は「子どもの人権と親の教育権に基づき、教育の自由を実現した（馮朝霖 2006: 6）」とか、「教育革新と社会正義の実現という価値も有している（王俊斌 2008: 305）」と評価されている。実験教育三法の公布も教育革新であると称賛され（呉清山 2015: 44）、教育の民営化をもたらした。

しかし、オルタナティブスクールは、実験教育の規定に合わせて、課題は解決されないまま合法化と学校化が進み、今後の発展も制限されてしまっている。実験教育はオルタナティブスクールの求めてきた結果というよりも、学校設置者の条件、校地・校舎の条件、そして授業カリキュラムを規制緩和した特例のようなものと思われる。さらに通常の小中学校においても、学生不足や学校統廃合を避けるために、学校形態の実験教育を申請していることで、実験教育のもつ意義と範囲が拡大してきている。

実験教育は行政機関の管轄下で実施されているため、もともと固有の教育理念を求めるために設立されたオルタナティブスクールが、利益追求のための教育に変わることはない。また、学校教育に個人や特定の団体が合わせるので公教育システムの解体化も伴わない。しかし、実験教育機構の申請条件を学校財団法人以外の非営利法人にしたことと、授業内容に関する規定もないことから、補習塾に悪用されることが危惧され、学校の商品化と市場化も進みやすくなる。

実験教育が増加していることから、オルタナティブスクールの実践は次第に学校教育に浸透していくように思われる。しかし、現在、実験教育という名称から、教育を実験する必要があるのかが疑問視されている。また、長年教育を実験してきて、教学形態や教育理念が変化しないのなら、それを「実験」と言えるのだろうかという意見もある（温明麗 2018: 19）。さらに、実験教育の学校形態の占める割合を全体の3分の1に引き上げたことから、その実験にはどのような意味があるかを考える必要もでてきた。実験教育による規制緩和が重要であるなら、申請なしで全国統一に実施したほうが良いという指摘もある（黄政傑 2018: 13-14）。

本論は実験教育に関する法律の制定過程を辿り、実験教育によるオルタナティブスクールの課題解決を中心に考察してきた。結論的にいえば、オルタナティブスクールの運営に関する課題は、「実験教育」によっては完全に解決はできない。法律の制定や改正はなされてきたが、それ以外に、課題を解決する方法が求められる。ここでは具体的な解決策を提示することはできないが、今後、オルタナティブスクールの発展に関してさらなる検討が

必要である。

## [注]

- 1) 行政院教育改革審議委員会は日本の臨教審をモデルにした教育問題に関する内閣諮問機関である。同審議委員会はノーベル化学賞を受賞した李遠哲をはじめ、36名の専門家により結成された。1996年に教育改革の全体構想と目標を「教育改革総審議報告書」にまとめて発行した。また、デモの参加者を招き一連の教育改革をテーマにした書籍も出版した。たとえば、振鐸学会の当時の理事長である任懷鳴の『從人口趨勢看台灣地區小班小校之規劃』がある。任懷鳴はのちに融合小中学校を立ち上げた。
- 2) 台湾では小中学校と高校に在学しているものをすべて「学生」と呼んでいる。
- 3) 実験高校と名乗っている国公立の高校もあるが、教育課程の特例を活用しているわけではない。
- 4) 「教育部が中等学校及び小学校を指定して教育を実験する方法」は2003年に廃止された。第1条に「教育部は小中学校の施設改善と教育の質の向上をめざし、公立と私立学校を指定して教育の実験をしてみようために、本方法を制定した」とある。
- 5) 強迫入学条例第13条に「知的または身体機能の一部に障害を持ち、人格と行為に異常性のある学齢児童は、学校によって特殊教育を施す。なお、親や保護者が所在地の強迫入学委員会の同意を得て、ホームエデュケーションを実施することも可能である」と規定されていた。
- 6) 国民教育法第4条「国民教育は国家運営が原則であると同時に、民間による私学教育の充実を図る。(中略) 学生の教育を受ける権利と親の教育権を保障するため、義務教育段階において非学校形態の実験教育を実施する」(1999年修正)。
- 7) 国民教育法第4条「義務教育段階の非学校形態の実験教育を許可し、その実験の内容・期間・範囲・申請条件およびプロセス、その他の関連事項は、教育部が直轄市・県(市)政府と相談して制定する」(2010年修正)。
- 8) 学校形態の関連法案には、「学校形態の実験教育に関する実施条例の実施細則」、「学校形態の実験教育に関する評価方法」、「教育部の国立学校における学校形態実験教育の実施に関する方法」、「学校形態の実験教育の申請方法」の4つがある。
- 9) 学校形態法による私立の実験教育学校の定義は、①人数が240人以下(小中高一貫なら600人以下)、②教員1人当たり学生比率が「1:10」である、③学生の年齢が6歳から18歳まで、である。
- 10) 「教育部国民及び学齢前教育署の実験教育の補助・推進に関する要点(2018年修正)」の第4点によるものである。

補助金について、公立の実験学校は一校につき最高80万元である。私立の実験学校なら、小中学校では人数が「100人以上」が60万元、「51人以上100以下」が40万元、「50人以下」が20万元である。私立の高校では、学生一人につき5,300円で、学校側には30万元がある。機構なら「100人以上」は40万元、「51人以上100人以下」は20万元である。以上の金額はいずれも1年目のみでの計算で、2年目以降は減っていく。

## [参考資料]

(日本語)

篠原清昭, 2010, 「台湾における学校の民営化」『教職研修』9: 72-75.

王美玲, 2017, 「台湾のオルタナティブスクールにおける〈実験教育〉: その展開と課題」『やまぐち地域社会研究』15: 17-28.

(中国語)

朱敬一・葉家興, 1994, 「臺灣的〈私人興學〉現況檢討與政策建議」『台灣研究基金會編臺灣的教育改革(頁106-159)』前衛出版社.

史英, 1998, 「世界理念學校聯盟(WISA) 芻議」『人本教育札記』106: 72-73.

許素梅, 2003, 「臺北縣非學校型態實驗教育--在家教育實施二年之我見」『北縣教育』45: 27-34.

- 周祝瑛, 2003, 『誰捉弄了台灣教改?』 心理出版社.
- 曾俊凱, 2006, 「另類〈家庭教育〉臺北縣在家自行教育的現況與省思」『北縣教育』 55: 67-71.
- 馮朝霖, 2006, 「謙卑、敢行與參化—教育美學在全人另類學校的開顯」李崇建編『移動的學校—體制外的天空 (頁 297-314)』寶瓶文化.
- 張碧如, 2006, 『教與學的另類可能:在家教育自主學習之個案研究』五南圖書出版.
- 賴志峰, 2008, 「臺灣地區與美國特許學校政策之比較及其啓示」『教育經營與管理研究集刊』 4: 95-22.
- 賴玲玲·蔡至欣, 2009 「在家自學者網路論壇資訊行為初探:以讀經教育論壇為例」『教育資料與圖書館學』 46(3): 429-436.
- 國家教育研究院編, 2011, 『教育的藍天—理念學校的追尋 (曾國俊·張維倩:頁 33-52、楊文貴·游琇雯:頁 83-110、林志成:頁 111-130)』國家教育研究院.
- 魏坤賓, 2016 年 6 月 6 日, 「臺灣實驗教育聯盟對非學校型態實驗教育審議之建議【台灣實驗教育聯盟】」<http://ateei-org.blogspot.tw/> (2018 年 10 月 31 日引用)
- 施又瑀, 2017, 「從法規演變談我國國民教育階段實驗教育發展趨勢」『學校行政雙月刊』 109: 172-187.
- 黃政傑, 2018, 「實驗教育三法修法宜審慎研議」『臺灣教育評論月刊』 7(1): 11-17.
- 溫明麗, 2018, 「實驗教育真的能引領教育走出新篇章?」『臺灣教育評論月刊』 7(1): 18-24.
- 吳寧馨, 1998, 「法令也有回歸的善義嗎?」『人本教育札記』 106: 80.
- 吳清山, 1999, 「台北市國民中小學實施〈公辦民營〉之可行性分析」『教育政策論壇』 2(1): 157-178.
- 吳清山, 2003, 「國民教育階段辦理非學校型態實驗教育之挑戰與策略」『北縣教育』 45: 18-26.
- 吳清山, 2015, 「〈實驗教育三法〉的重要內涵與策進作為」『教育研究月刊』 258: 43-58.
- 陳江松, 2003, 「一種另類教育的解析--〈非學校型態實驗教育〉的現況探討、問題分析與解決策略」『北縣教育』 45: 35-39.
- 陳世聰, 2016, 「理念學校績效評估之探討」『經營管理學刊』 11: 67-86.
- 陳添丁, 2016, 「臺灣另類教育發展現況及展望」『臺灣教育』 697: 46-48.
- 陳雅慧, 2017, 「實驗教育大爆炸」『親子天下』 29: 12-19.
- 人本教育基金會, 1993, 『森林小學綠皮書』書泉出版.
- 人本教育基金會, 2001, 「提案版《理念學校法草案》總說明」『人本教育札記』 140: 40\_1-40\_16.
- 人本教育基金會編集部, 2001, 「夏山教育自主保衛戰與台灣理念學校正名之征」『人本教育札記』 140: 15-20.
- 教育部統計處, 2018 年 3 月 28 日, 「教育統計メッセージ (第 86 号)」<http://stats.moe.gov.tw/> (2019 年 1 月 13 日取得)
- 教育部統計處, 2019 年 1 月 25 日, 「歷年校數,教師,職員,班級,學生及畢業生數」<https://depart.moe.edu.tw/> (2019 年 1 月 26 日取得)
- 李天健, 1998, 「他們, 一群教育理念的播種人—台灣 {理念學校} 三部曲」『人本教育札記』 106: 77-86.
- 李雅卿編著, 2000, 『北政實驗手記』商智文化.
- 李雅卿, 2003, 『成長戰爭』商智文化.
- 王慧豐·陸正威, 2001, 「論非學校型態實驗教育與在家自行教育之異同」『特教園丁』 17(1): 23-27.
- 王俊斌, 2008, 「臺灣政治解嚴以來另類學校的變革」蘇永明·方永泉主編『解嚴以來臺灣教育改革的省思 (頁 273-309)』學富文化.

所属：台湾・淡江大学日本語学科

E-mail アドレス：mlwang@mail.tku.edu.tw